

# 参院選、初の無効判決



発行所  
山形新聞社  
山形市旅籠町2-5-12  
電話 代表023 (622) 5271  
Copyright (c) 2013  
Yamagata Shimbun

2013年  
11月28日  
〈木曜日〉

速電  
報版子

購読申し込み  
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた  
ニュースオンライン  
yamagata-np.jp

携帯・スマホ  
yamagata-np.jp  
/mobile/



詳しくは山形新聞を  
ご覧ください。

高裁  
岡山支部  
広島岡

## 「国会の裁量超える」 格差4・77倍、全国訴訟

「1票の格差が最大4・77倍だった7月の参院選は違憲だとして、弁護士グループが全国各地で選挙無効を求めた訴訟で、広島高裁岡山支部は28日、定数配分を違憲と判断し、岡山選挙区の選挙を無効とする判決を言い渡した。参院選の無効判決は初めて。



参院選の「1票の格差」訴訟判決を受け、「無効」と書かれた紙を掲げる原告の弁護士ら  
=28日午前、岡山市

片野悟好裁判長は「投票価値の不平等を是正しなかったことは国会の裁量の限界を超えていた」として、選挙制度の抜本改正を実施しなかった国会の怠慢を指摘した。14高裁・高裁支部に起こされた訴訟で最初の判決。高裁は定数配分規定を違憲と判断したが、無効訴訟は選挙区ごとに起こす仕組みで、対象となった岡山選挙区のみを無効とした。被告の岡山県選挙管理委員会が上告するのは確定で、最高裁で確定しなければ同区選出の石井正弘参院議員は失職

しない。選挙制度の抜本的改革を先送りし、前回10年選挙の5・00倍から格差を微減させたにとどまった国会の取り組みへの評価が争点。前回参院選について、12年10月の最高裁判決は「違憲状態」と判断。「都道府県単位の選挙区設定を改めるなどし、速やかに不平等を解消する必要がある」と指摘した。しかし国会は、選挙区の議席配分を「4増4減」する改正公選法を成立させただけで、抜本的な制度見直しは「次回16年選挙に向け結論を得る」と付則で規定した。片野裁判長は今年3月、昨年12月の衆院選を対象とした格差訴訟で「違憲・無効」と判断した。